瑞浪市監查委員公告第8号

地方自治法第199条第5項の規定により定期監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年11月30日

瑞浪市監查委員 安田 照義 瑞浪市監查委員 成瀬 徳夫

- 1 監査の対象 陶小学校 瑞浪南中学校
- 2 監査の実施日平成30年10月24日
- 3 監査の結果 などはなる 東原はな

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」 として口頭で指摘した。 瑞浪市監查委員公表第9号

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査(工事監査) を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果 を公表します。

平成31年1月15日

瑞浪市監查委員 安田 照義 瑞浪市監查委員 成瀬 徳夫

1 監査の対象事業等

教育総務課

旧陶中学校転用大規模改修工事

浄化センター

浄化センター共同処理施設建設工事 (建築工事)

2 監査の実施日平成30年11月9日

3 監査の方法

工事監査に係る工事技術調査業務を技術士に委託し、監査を実施。

4 監査の結果

提示されたすべての書類を検分し、疑問点は説明者に質問し、 当工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理 (監督)・試験・検査等の各段階における技術的事項の状況について吟味した。その結果、当該工事の関係書類は必要に応じて十分であり、かつよく整理されており、適正に処理されていると判断した。

また、積算については、積算根拠資料もあり、重点的に調査した限りにおいては、適切な処理がされており、品質管理試験報告書等についても監督員のチェックもあり、設計内容に適合するものであると判断した。

技術調査の結果、特に指摘すべき事項はないものと認められた。